

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第 1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 7 年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される期末手当の支給割合を1.275月分（特定幹部職員にあっては、1.075月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（特定幹部職員にあっては、1.275月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を、0.725月分（特定幹部職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分（特定幹部職員にあっては、0.625月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割

合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

(エ) 任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（特定幹部職員にあっては、1.0625月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（特定幹部職員にあっては、1.2625月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分（特定幹部職員にあっては、0.6125月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分（特定幹部職員にあっては、0.6125月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、勤勉手当の支給割合を0.8875月分とすること。

(エ) 任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

(3) 通勤手当について

ア 令和7年4月1日以降の措置内容

自転車のみを使用する職員以外の交通用具使用者に対する通勤手当の額を、次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

- (ア) 片道10キロメートル以上 15キロメートル未満 7,300円
- (イ) 片道15キロメートル以上 20キロメートル未満 10,400円
- (ウ) 片道20キロメートル以上 25キロメートル未満 13,500円
- (エ) 片道25キロメートル以上 30キロメートル未満 16,600円
- (オ) 片道30キロメートル以上 35キロメートル未満 19,700円
- (カ) 片道35キロメートル以上 40キロメートル未満 22,800円
- (キ) 片道40キロメートル以上 45キロメートル未満 25,900円
- (ク) 片道45キロメートル以上 50キロメートル未満 29,100円
- (ケ) 片道50キロメートル以上 55キロメートル未満 32,300円

- (コ) 片道55キロメートル以上 60キロメートル未満 35,500円
- (サ) 片道60キロメートル以上 65キロメートル未満 38,700円
- (シ) 片道65キロメートル以上 70キロメートル未満 42,200円
- (ス) 片道70キロメートル以上 75キロメートル未満 45,700円
- (セ) 片道75キロメートル以上 80キロメートル未満 49,200円
- (ソ) 片道80キロメートル以上 85キロメートル未満 52,700円
- (タ) 片道85キロメートル以上 90キロメートル未満 56,200円
- (チ) 片道90キロメートル以上 95キロメートル未満 59,600円
- (ツ) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (テ) 片道100キロメートル以上 66,400円

イ 令和8年4月1日以降の措置内容

- (ア) 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。
- (イ) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- (ウ) 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- (エ) 交通用具使用者のうち、自転車のみを使用する職員について定める手当額を廃止すること。

(4) 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、11,550円）とし、常直勤務に係る支給月額を23,500円とすること。

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与

(1) 教職調整額

支給額を給料月額¹の100分の10に相当する額とすること。

(2) 給料表

教育職給料表(一)、教育職給料表(二)及び小学校・中学校教育職員給料表の備考2を次のとおりとすること。

ア 教育職給料表(一)

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員はこの表の額に11,500円を、同じく4級である職員は3,800円をそれぞれ加算する。

イ 教育職給料表(二)及び小学校・中学校教育職員給料表

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員はこの表の額に11,500円を、同じく4級である職員は4,000円をそれぞれ加算する。

第2 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、第1の3は令和8年1月1日から、第1の2の(2)のイ及び(3)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

2 教職調整額の支給に関する経過措置

- (1) 令和8年1月1日から同年12月31日までの間における支給額については、給料月額¹の100分の5に相当する額とすること。
- (2) 令和9年1月1日から同年12月31日までの間における支給額については、給料月額¹の100分の6に相当する額とすること。
- (3) 令和10年1月1日から同年12月31日までの間における支給額については、給料月額¹の100分の7に相当する額とすること。
- (4) 令和11年1月1日から同年12月31日までの間における支給額について

は、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の 8 に相当する額とすること。

- (5) 令和12年 1 月 1 日から同年12月31日までの間における支給額については、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の 9 に相当する額とすること。

3 その他所要の措置

2 に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。